

「沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修補助金事業事務局運営業務」 委託業務
企画プロポーザル応募要領

1. 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 : 沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修補助金事業事務局運営業務
- (2) 委託期間 : 契約の日から令和9年2月26日まで
- (3) 委託内容 : 別添「企画提案仕様書」のとおり

2. 応募資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- (3) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (4) 過去5年間に同種又は類似の業務の実績を有していること。
- (5) 今回の委託に際して、1名以上の専任担当者を割り当て十分な遂行体制がとれること。
- (6) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(1)、(2)の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが応募資格(3)、(4)、(5)の要件を満たす者であること。

3. 経費限度額

提案額は 98,715 千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む) 以内とする。

※企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

4. 応募の方法

応募にあたっては、「仕様書」及び「応募申請書類等様式一覧」を参照の上、申請書類を作成し、持参または郵送で提出すること。

なお、郵送の場合には、簡易書留郵便とし、下記(2)の提出期限内に下記(3)の提出場所に到達すること。

(1) 応募書類

- 様式1 応募申請書
- 様式2 会社概要表（共同企業体の場合には、事業者ごとに作成）
- 様式3 実績書（共同企業体の場合には、事業者ごとに作成）
- 様式4 企画提案書
- 様式5 執行体制
- 様式6 スケジュール表
- 様式7 積算書
- 様式8 誓約書（共同企業体の場合には、構成員ごとに作成）

様式9 質問票

共同企業体協定書

(共同企業体で応募する場合には、各構成員間で協定を締結し、その協定書を提出すること。なお、協定書の内容は、目的、名称、構成員の住所及び名称、共同企業体の代表者、代表者の権限、構成員の連帯責任、取引金融機関、瑕疵担保責任、協議事項等とする。)

- (2) 提出期限 : 令和7年 12 月 11 日(木) 正午(必着)
- (3) 提出場所 : 沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課 (担当: 三井)
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号(県庁8階)
- (4) 提出部数 : 8部 (1部は原本、残り7部は原本のコピーを提出。ファイルに綴らずにダブルクリップ等で綴じて提出してください。)
- (5) 質問受付 : 質問については、様式9に記入の上、令和7年 11 月 21 日(金) 正午までに観光政策課代表メールあて提出すること。
aa081100@pref.okinawa.lg.jp
期限厳守のこと。電話による個別対応は原則行わない。
質問回答 : 最終回答は、令和7年 11 月 28 日(金)を予定。質問に対する回答は順次、観光政策課ホームページに掲載する。
- (6) 共同企業体での応募は、代表する事業者が行う。但し、様式2及び3については、事業者毎に作成することとする。

5. 審査の実施

(1) 第一次審査(資格審査)

応募者が4社以上の場合は、沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課において書面審査を行ったうえで、上位3社を選定する。選定された事業者に対しては、結果及び第二次審査の実施日時等を、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを、電子メール及び書面で通知する。

なお、応募者が3社以下の場合は、第一次審査は実施せず、応募資格要件の適合を確認したうえで、全て第二次審査の対象とする。

結果通知日:令和7年 12 月 17 日(水)(予定)

(2) 第二次審査(プレゼンテーション)

選定委員会において総合的に審査し、最も優れた企画提案を行った者を委託予定事業者として選定する。(選定数1件)

プレゼンテーションにおける留意事項は、以下のとおりとする。

ア. 審査会場への入場者は3名以内とする。

イ. 審査においては、提出した企画提案書等について説明することとし、資料の追加は認めない。

日時: 令和7年 12 月 22 日(月) 13:00以降

場所: 沖縄県庁 7 階第 4 会議室

留意事項

※: プレゼンテーションの時間枠については参加企業数によるので、一次審査結果通知と併せて通知するものとする(プレゼンテーションの日時も変更になる場合がある)。

※ プレゼンテーション審査にかえて書面審査を行う場合があります。変更内容については、二次審査

対象者に連絡します。

(3) 審査基準

選定委員会での審査にあたっては以下の事項等について評価する。

- ア 事業の趣旨、目的を理解し、合理的かつ具体性のある提案内容か。
- イ 確実に委託業務を遂行できる能力・体制を有しているか。
- ウ 合理的かつ具体性のある実施スケジュールであるか。
- エ デジタル技術を活用した業務効率化、リスク管理、申請書サポートに関する提案の具体性及び実現可能性を有しているか。

6. 選考結果の通知

最終選考結果は、令和7年12月下旬頃第二次審査参加者全員に通知予定。

※なお、採否についての異議申し立て、質問等は受け付けない。

7. その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類等の作成及び上記「5. 審査の実施」の出席に要する費用は応募者の負担とし、また、提出書類等は返却しない。
- (3) 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- (4) 委託予定事業者の選定にあたっては、実績及び提案された内容を総合評価し決定する。このため、調査業務を実施するにあたっては県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。
- (5) 1事業者(複数の事業体で事業を実施する場合は1共同企業体)あたり、提案は1件とする。
- (6) 契約手続きに関する費用は、事業者負担とする。
- (7) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (8) 本委託業務は、再委託が制限されている。別紙企画提案仕様書を確認すること。
- (9) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて、書類が提出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 本要領に違反すると認められる場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (10) 企画競争実施の結果、契約を締結したとき、以下の項目について公表する。
 - 契約担当部局・課名、契約の名称、契約日、契約金額、契約履行期間、随意契約の根拠法令、契約の相手方の選定理由、契約の相手方の名称・住所、その他必要な事項

8. 問い合わせ先

沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課（担当：三井、宮城）

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁8階）

電話：098-866-2763 FAX：098-866-2767

Email: aa081100@pref.okinawa.lg.jp